みんなころくろう

体工儿一人

●岩見沢市住民自治条例懇話会を設置し、まちづくりの基本ルール づくりについて、活発な意見交換が行われています。

今年7月、まちづくりを進めていくための基本的なルールとなる住民自治条例の必要性やあり方、今後 発足予定の岩見沢市住民自治条例検討委員会(仮称)での条例策定の進め方などを検討するために、岩見沢 市住民自治条例懇話会が発足しました。

この懇話会は、市内の市民団体の代表者や識見者などの7人の委員で構成され、これまでに4回の会議 を開いて、委員の独自の知識や経験をいかし、住民自治条例の必要性や、その形態などについて、和やか な雰囲気のなか活発な意見交換を行っています。今後は、話し合った内容を踏まえて、市に対して提言を していただく予定です。

【議論されている主な内容】

- ●住民自治条例を制定する必要性 地域主権、地域課題(少子高齢化、人口減少社会など)、市町村合併などの視点に立って、条例の必要性 を検討しています。
- ●住民自治条例の形態等 わかりやすい表現、条例の適用範囲、実行規定や努力規定の考え方、条例の体系などを検討しています。
- ●住民自治条例の検討組織のあり方 検討組織の形態、人数、検討方法、スケジュールなどを検討しています。

会議録や住民自治条例づくりの取り組みは、今後も市のホームページや広報紙でお知らせします

問合先 市住民自治・安全安心推進室

皆さんの声で住みよいまちに

あなたの夢を と気軽に話してみませんか

岩見沢の素敵だなと思うこと、皆さんの地域活動の話やまちづくりの話を聞かせてください。 学生の皆さんも大歓迎です。皆さん、この機会に市長室を訪問してみませんか。

○ 11月29日(火) 午後3時から

予約受付 11月1日(火)~ 18日金)

午前9時~午後5時30分

電話でお申し込みください

受付組数 3組程度(1組最大7人程度まで)

お話しする内容は、できれば事 前にお知らせください。また、 個人的な相談や政治、宗教に関 するご意見はご遠慮ください。

申込・問合先 市秘書課秘書係